

交通遺児等援護一時金

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

対象者 県内在住で、平成17年4月1日以降、交通遺児等となられたかた

※「交通遺児等」とは、18歳以下で保護者(一方または双方)が、交通事故により死亡または重い障害(おおむね身体障害者手帳の基準で1～3級程度)を生じたかたを言います。

給付額 対象者1人につき5万円(1事故につき1回のみ)

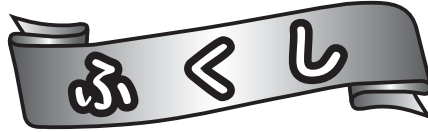
給付日 平成18年10月末日または平成19年4月末日

申請

申請書(役場・学校などにあります)を下記期限までに、みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参してください。

- 平成18年10月末支給分
平成18年8月31日(木)まで
- 平成19年4月末支給分
平成18年2月28日(水)まで

問合せ 県総務部交通安全課
☎048-830-2958



太陽の広場

心の病を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。

お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期 日	内 容
8月9日(水)	調理実習
23日(水)	ポスター作り

集 合 午前9時30分・総合センター
申 込 み 住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線107

言葉の教室 (こっこくらぶ)

言語聴覚士によるお子さんの発語や発音がはっきりしないなどの相談を行っています。お気軽にご相談ください。(要予約)

期 日 8月11日(金)
時 間 予約により決定
場 所 皆野病院4階
費 用 無料

問合せ 住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線107

特設人権相談

いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

日 時 8月11日(金)午前9時～正午
場 所 総合センター
相談員 人権擁護委員
費 用 無料
問合せ 住民福祉課住民係
☎62-1230 内線101

※皆野町以外の相談所もご利用になりますので、希望市町村に直接お問い合わせください。

法律相談

法律紛争などでお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。(要予約)

日 時 8月18日(金)午後1時～4時
場 所 役場303会議室(3階)
対 象 町在住のかた
相談員 埼玉弁護士会熊谷支部
野口英明弁護士
予 約 住民福祉課
☎62-1230 内線100

※相談時間は30分以内とします。
相談者が、すでに弁護人を選任、または訴訟中の事案および町が紛争当事者となる事案は、相談できません。

急病になったときは

皆 野 病 院 急患の場合24時間診療 ☎62-6300

医師会休日急患医

6日	医師会休日診療所	内・小	熊 木	☎23-8561
	秩父生協病院	内・小	阿 保	☎23-1300
	秩父病院		宮 側	☎22-3022
13日	医師会休日診療所	内・小	熊 木	☎23-8561
	関口医院	産・婦・内・小	上宮地	☎23-1555
	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
20日	医師会休日診療所	内・小	熊 木	☎23-8561
	清水病院	内・外・消	皆 野	☎62-0067
	秩父第一病院		中 村	☎25-0311
27日	医師会休日診療所	内・小	熊 木	☎23-8561
	あらいクリニック	内・小	本 町	☎25-2711
	秩父市立病院		桜 木	☎23-0611

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署皆野分署 ☎62-0256で確認してください。医師会ホームページ (<http://www.chichibu.ne.jp/~ishikai>) でも確認できます。